

## 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ (第 1 回) 主なご意見

## 実践研修の指導者・養成課程の教授者の要件に関すること

- 登録実践研修機関の指導者と、登録日本語教員養成機関の教授者の要件について、日本語教育に係る学位が要件となっているが、心理学や著作権等の必ずしも日本語教育とは直接的な関係のない分野の専門家も想定されるので、より広く認めるべきではないか。
- 登録実践研修機関の指導者の要件に関し、「教育方法に関する研究業績」は対象が狭すぎるのではないか。また、そもそも、研究業績というよりは実務経験が求められるのではないか。
- 「研究業績」に何が含まれるか検討が必要。

## 実践研修の方法に関すること

- 「教壇実習に関する科目及び模擬授業に関する科目のうち、授業の補助またはその予行演習を行う部分については、対面でなければならない」について、就労者を対象とする場合、オンラインでの教育ができることも求められることが多いので、オンラインによる教壇実習を認めてもよいのではないか。
- 就労者に対するオンラインでの教育の技能は、登録日本語教員になった後の研修等で培われるべきで、養成段階である実践研修は対面を基本とすることが適当ではないか。個別特殊性・細分化しすぎることにならないようにしておくべき。
- 教壇実習・模擬授業について、原則対面としても、感染症や災害等の緊急対応はできるようにすべき。

## 教壇実習に関すること

- 「5人以上の生徒に対して」について、小中学校で外国人児童生徒等を対象とする場合など、5人以上の一斉授業が現実的でない場合も想定されるのではないか。
- 実習先によって5人以上の生徒が存在しない場合も想定されるが、国家資格保有者として一定程度の規模の集団を指導した経験が必要ではないか。
- 「45分以上の授業の補助を単独で2回以上」について、いきなり45分を受講者に任せられない場合も想定され、例えば10分や20分を積み重ねて合計で90分でもいいということにできないか。
- 45分1コマを一通り指導する経験は重要であり、少なくとも45分1コマは授業を担当する経験を積ませるべきではないか。

- 「1年に指導する受講者の数は20人を超えていないか」について、日本語教育機関に併設する養成研修では1年間で複数コース(学期・クラス)の実習を行っているため、年度単位で人数を決めるのは難しい。例えば、「1クラスで指導する受講者の数は20人を超えない」などと変更できないか。

**実践研修の指導体制等に関すること**

- 「専任の指導者を一人以上」について、実践研修だけを専属で担当する者を置くことは現実的ではなく、日本語教員などとの兼務を認めるべき。

**文部科学大臣への報告について**

- 大学の場合、認証評価等でも膨大な書類を出すため、書類準備作業の負担が軽減できるように検討すべき。

**登録日本語教員の資格取得ルート(経過措置)について**

- Dルートについて、法務省告示機関制度では、Eルートの民間試験合格者と同様に扱われており、Eルートと同様に応用試験を免除できないか。